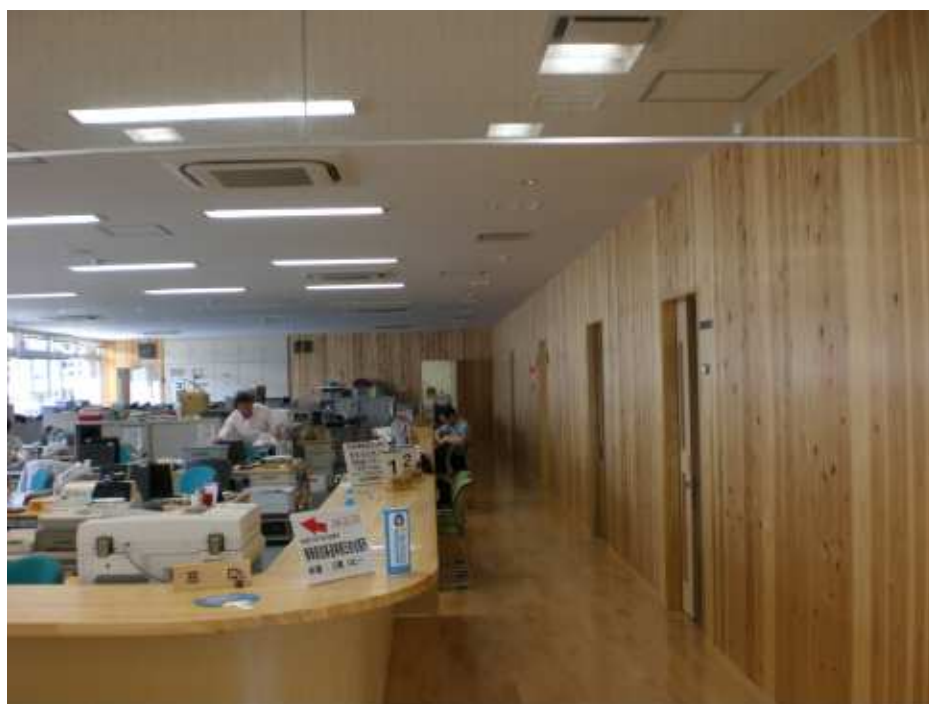


水と森の番人 川根本町木使いプラン

(川根本町公共施設等木材利用方針)



平成 25 年 1 月
川根本町

主 旨

当町は、今日に至るまで林業関係者が造林、育林に精を出し、森林資源が成熟期に入ってきております。そして、近年木材生産に向けた様々な取組がなされてきているところです。その充実した森林資源を地方公共団体として有効に活用していかなければなりません。

このプランは、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）、公共建築物における木材の利用に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日付け農林水産省、国土交通省告示第 3 号）に基づくとともに、“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン（平成 23 年 1 月策定）に即し、当町の公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向、公共建築物における木材の利用促進のための基本的事項及び具体的事項や目標、その他木材の利用に関する主体的な取り組み等を定めるものです。

また、当町においては平成 20 年 3 月に町と自伐林家で構成する F o r e s t 大井川が「F S C®森林認証」を取得し、責任ある森林管理を開始しています。平成 23 年 7 月には東京都港区と「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づく木材協定を締結するなど国内県内において森林・林業に関する先駆的な取組を行っています。町の 94%が森林であり、約 4 万 6 千 ha という（うち約 2 万 ha が民有林）森林資源を有する町としての木材利用の方針をここに定めます。

1 公共施設等における木材利用の意義

(1) 快適な空間の形成

木材には、断熱性、調湿性、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果など優れた性質があります。“木のある空間”は、視覚的心地よさや暖かみを感じられるなどの特質もあります。木材を用いた構法を採用し、又は木質を表面に使用することにより、健康的でぬくもりのある快適な空間を形成することができます。

(2) 二酸化炭素の固定

木材は加工時のエネルギー消費量が少なく、長期間にわたり炭素を貯蔵する素材です。また、再生可能な資源であり、最終的に焼却処分する場合でも大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないとされています（カーボンニュートラル）。

(3) 森林の適正な管理、林業・木材産業の活性化

地域材を利用することは、地域経済に寄与するだけでなく、林業の再生と森林の適正な管理につながり、地域経済を活性化に加え、森林の有する多面的機能を継続的に発揮することに寄与します。

(4) 公共施設としての機能

公共施設には町民をはじめ幅広い利用者が訪れます。木材の良さ、木材利用の実例を施設利用者に認識していただくような木材の使い方の提案ができます。

2 当町のこれまでの取組み

(1) F S C 森林認証の取得

平成 20 年 3 月に町と自伐林家で構成する F - n e t 大井川が「F S C 森林認証」を取得し、部分的ではありますが責任ある森林管理を開始しました。川根本町森林整備計画では、この F S C 森林認証の基準を町内の全森林に適用して森林管理を行っていくこととしています。

しかしながら、町内及び近隣市町に F S C 森林認証の木材を加工流通する事業者が少ないことから、F S C 森林認証の建築物や建築資材、木製品の普及が十分に進まず、F S C 森林認証原木の販売流通量が伸び悩んでいます。

(2) 木材業者との連携の構築

当町は、F S C 森林認証の取得とともに町内外の木材業者との連携を深める取組み（サプライチェーンの構築）を実施しています。木製雑貨類、木製什器（家具）、建築材料の開発・販売ルートの構築に努めています。

ただし、町内に事業者が少ないことから、町外の事業者との連携が主体となっているのが実情です。

(3) 木造施設の建築や木質内装建築の実行

昭和 62 年度に完成した町営宿泊施設「ウッドハウスおろくぼ」や平成 5 年に完成した「フォーレなかかわね茶茗館」、町内のキャンプ場など継続的に観光施設に木造建築物を採用しています。これは、観光客に対して快適な空間を演出し、木材を実際に使用した施設を体感することによる訴求効果を期待しているものです。また、川根本町総合支所は、構造は鉄骨ですが内装及び什器類に木材を多用した建築物となっております。

(4) 木質家具の採用

小学校の学童机の木質化を進め、小学校において静岡県産ヒノキの学童机が配備されています。

(5) 木製玩具の導入

幼保育園をはじめ、幼児全施設に国産スギ（川根本町産の F S C 森林認証製品）の積み木が配備されています。また、育児教室においても木製玩具が導入されています。

3 基本的事項

(1) 木材の利用を促進する公共建築物

全ての公共建築物において、各法令の範囲内で木材の利用を第一に検討します。

(2) 具体的事項

木造化が困難であると判断される場合においては、内装等の木質化を図ります。

施設外構工事においても、木材の利用に努めます。

公共建築物において使用する什器、文具・雑貨類を木製品に切り替えるよう努めます。

木材の使用にあたっては、すべてを木材とするのではなく、機能やデザインにも配慮して最も適正な使用に心がけます。

(3) 町民及び利用者の理解の醸成

公共建築物は広く町民等の利用に供されるものであり、視覚や触覚により木材を体感する機会を幅広く提供するとともに、展示効果が期待できるような事業にも取り組みます。また、取組みを広く情報発信することで、木材の特性や利用の意義、木材の利用の仕方などについて町民等の理解が深まり、町民等も木材の利用を意識できるように努めます。

(4) 当町の特性を踏まえた木材の利用

当町は旧来よりの林業地帯であるが、主要産業の茶業、大井川鐵道や寸又峡温泉などの観光産業も盛んです。このような他産業の振興に資する、あるいは他産業と組み合わせた木材利用を心がけます。特に、施設利用者や観光客をもてなすような木材の使用にも配慮します。

また、これまでに川根本町産木材の需要確保のために町内の木材業者のみならず町外の木材関係事業者とも連携を深めて木材利用を進めてきていることから、川根本町産木材による製材品や2次製品及び完成品の町施設への積極的な導入を図ります。

(5) 林業地帯としての立場を踏まえた他の地方公共団体への波及効果を狙った木材利用

木材生産地である当町から他の地方公共団体の木材利用に影響を与えることができるようなモデル的、展示効果がある施設整備も意識的にを行います。

4 利用の目標と指針

(1) 低層建築物の木造化

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物の新築、増改築にあつては、国産材を中心とした木造化を推進します。なお、できる限り地域材の利用を図ります。

(2) 内装木質化、木製什器類の採用

木造、非木造、混構造などの構造のいかんを問わず、各施設のうち利用者の目に留まるエントランスホール・窓口の木質化、木製什器の採用に努めます。また、サイン等の利用者の目に留まりやすい部材についても木質化に努めます。

新規工事のみならず、改築や交換の際にも木質内装化や木製什器の採用に努めます。

(3) 外構工事等屋外での利用

公共施設及びそれに類する施設の外構工事においても、木材の利用を進めます。あずまや、屋外ベンチ、そのほか木材の利用を工夫します。なお、外構工事への木材の使用にあたっては、防腐木材や改質木材の採用及び塗装を検討します。

(4) 公共土木工事での利用

公共土木工事においても木材の利用に努めます。木柵工、木製転落防止柵などの採用により景観の向上にも寄与します。

(5) 地域材又はF S C森林認証木材の利用

使用する木材は、地域材又はF S C森林認証木材を主とします。

5 対象の整理

区 分	考え方	備 考
建築物 ・ 新築、増改築	木造及び内装木質化を前提に計画、実施。 木質内装については特段の配慮を行う。	外構工事を含む
什器、備品	用途、機能に問題がない限りにおいて、 木製品の採用を優先	
消耗品・雑貨類	公共性がある物品調達の場合に優先的に 木製品を採用	
土木工事	景観形成を重視した木材の利用	
紙類	F S C森林認証紙、ふじのくに森の町内 会間伐に寄与する紙の採用	
木質エネルギー	施設暖房、温水の加温など	

6 地域材について

(1) 地域材の定義

地域材とは、大井川流域で生産される木材とします。

(2) 地域材の利用

地域材の採用が原材料としてや最終製品の調達におけるコストや期間が木材及び木製品の採用の支障要因となる場合があると思われます。また、建築物等の機能やデザインの面から地域材を採用しない方が適当である場合もあると思われます。この場合は、県産材や国産材、その中でもF S C森林認証材等の木材の採用を優先します。

(3) 地域材の利用を拡大するための方策

製材品をはじめ2次加工品、最終製品の調達において、町内事業者の製品の採用を優先し、町内事業者が新しい取組みを実施することができるよう調達も行います。また、当町では木材利用推進のために近隣市町の事業者との連携による製品開発を行っていることから、積極的に地域材を活用する事業者を育成するための調達も行います。

また、当町公共施設等をはじめ、あらゆる場所、あらゆるシーンで木材が使われることに資するよう、当町の木材を用いて製品を供給していただく事業者との連携を深め、あるいは事業者を開拓し、より良い製品の供給に努めます。

7 メンテナンスの実施

当町においては、木造建築や木質内装化を積極的に推進してきているという経緯があります。木造建築物等の点検、修繕、交換などのメンテナンスを定期的にかつ適正に実施し、良好な状態で使用をしていきます。

特に、建築物の外壁や外構など風雨をうける部分に用いた場合には、日頃のメンテナンスを徹底します。

これは、展示効果を維持するうえでも重要な事項であることから、施設管理担当課で的確に実行します。

8 推進体制

当町においては、推進するための特別な組織は設けないものとする。課長会議での情報交換、総合計画ローリング作業における確認作業、予算編成作業等により推進をしていきます。産業課林業室において、推進業務を事務事業として実行し、それぞれの事業担当課（室）に対し情報提供、サポート、啓発を行います。

9 その他関連する事項

(1) 印刷物及びコピー用紙など紙類について

印刷物の発注においては、「F S C森林認証紙」の指定又は「ふじのくに森の町内会間伐に寄与する紙」の指定に努める。特に、不特定多数の者に対する普及啓発のための印刷物については特段の配慮を行います。

コピー用紙についても、「F S C森林認証紙」の指定に努めます。

(2) 地区集会所等について

地区集会所の新築、増改築等の工事においては、木造化、木質化を実行するよう自治会に推奨します。

(3) 補助金により実施する建築工事等

民間団体等が事業主体となり補助金により行う建築工事においては、木造化、木質化を実行するよう事業主体に推奨します。